

千葉県農薬管理指導士認定事業実施要綱

第1 目的

農業生産の安定と低コスト化を図る上で、農薬は必要不可欠な基礎的資材であるが、近時の製剤技術の高度化やニーズの多様化等に伴い、その種類、剤型、使用形態等は複雑多岐にわたっている。

また、農産物の流通、消費段階においても、消費者等から、農薬の安全かつ適正な使用が強く求められている。

このような状況を踏まえ、県は、農薬の販売もしくは農薬による防除を行う業者等（以下、「農薬取扱者」という）のうち指導的な立場にある者に対し、農薬に関する専門的な知識に係る研修を実施し、資質の向上を図るとともに、認定試験を行い、一定の水準に到達したと認められる者を農薬管理指導士として認定し、これらの積極的な活動を通じて、農薬使用の適正化、農薬による危被害の防止及び農薬に関する正しい知識の普及を図る。

第2 事業の内容

1 農薬管理指導士認定研修の実施

県は、新たに農薬管理指導士の認定を受けようとする者に対して、農薬管理指導士認定研修（以下、「認定研修」という）を実施し、認定を受けようとする者は認定研修のカリキュラムを原則として全て受講するものとする。

2 農薬管理指導士認定試験の実施

県は、認定研修の修了者に対して、研修内容の修得水準を判定するため、農薬管理指導士認定試験（以下、「試験」という）を実施する。

3 農薬管理指導士認定委員会の設置

知事は、本事業の円滑な推進を図るために、県関係職員（健康福祉部薬務課、担い手支援課、安全農業推進課、農林総合研究センターの各長）で構成する千葉県農薬管理指導士認定委員会（以下、「認定委員会」という）を設置し、委員長は安全農業

推進課長とする。認定委員会は次に掲げる事項につき審議する。

ア 試験成績の審査及び合否判定

イ 農薬管理指導士の認定、取消しに関すること

ウ その他必要な事項

4 農薬管理指導士更新研修の実施

県は、既に農薬管理指導士の認定を受けた者で、認定期間満了後も認定期間の更新を希望する者に対して、農薬管理指導士更新研修（以下、「更新研修」という）を実施し、更新を希望する者は更新研修のカリキュラムを原則として全て受講するものとする。

第3 農薬管理指導士の認定、更新及び取消し

- 1 知事は、認定委員会が試験の結果に基づき、合格と判定した者を農薬管理指導士として認定する。
- 2 農薬管理指導士の認定期間は、3年間とする。
- 3 知事は、認定期間が満了する農薬管理指導士のうち、更新研修を修了した者については、更に認定期間を3年間延長する。
- 4 知事は、農薬管理指導士が傷病等やむを得ない事情により更新研修を受講できなかつたと認めるとときは、認定期間が満了した翌年度の更新研修を修了した者に限り、2年間の更新を認める。
- 5 知事は、農薬管理指導士が農薬取締法に違反した場合等農薬管理指導士として適当でないと認めた場合、認定委員会の意見を徴した上で、その認定を取り消すものとする。

第4 勤務先の変更に伴う農薬管理指導士の認定の特例

知事は、他都道府県において「農薬取扱業者に係る資質向上対策の強化について（昭和62年2月6日、61農蚕第6166号）」に基づく農薬管理指導士に認定された者で、勤務先が本県に移動しており認定期間に更新研修を修了した者を、千葉県農薬管理指導士として認定する。

ただし、別に定める農薬管理指導士認定研修受講資格を有する

者に限る。

第5 農薬管理指導士の任務

農薬管理指導士は、農薬販売業務、防除業務等を行うに際しては、次に掲げる事項に留意の上、適宜、農薬使用者及び他の農薬取扱者等に対し、適切な助言指導を行うものとする。

- 1 農薬取締法、毒物及び劇物取締法等の関係法令を遵守すること
- 2 農薬の特性に関する正しい知識の修得に努めること
- 3 病害虫及び雑草の防除に関する正しい知識の修得に努めること
- 4 農薬による危被害の防止、安全対策の推進に努めること
- 5 県が実施する農薬危害防止運動に協力すること
- 6 県が実施する農薬に関する各種講習会等の開催に協力すること
- 7 その他農薬の適正かつ安全な使用の推進のために必要なこと

第6 農薬管理指導士への援助

県は、農薬管理指導士の活動を推進助長するため、必要な情報の提供、助言指導等の援助を適宜行う。

第7 推進体制

県は、千葉県植物防疫協会、全国農業協同組合連合会千葉県本部、千葉県農薬卸商業協同組合、千葉県農薬販売協会、千葉県防除業協会、千葉県ゴルフ協会、千葉県ゴルフ場支配人会、千葉県造園緑化協会その他の関係団体等と密接な連携のもとに本事業の円滑な推進を図るものとする。

第8 その他

- 1 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については別に定める。
- 2 本事業の事務局は、農林水産部安全農業推進課内に置く。

附 則

この要綱は、昭和62年12月1日から施行する。

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

この要綱は、平成15年1月24日から施行する。

この要綱は、平成17年11月28日から施行する。

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

この要綱は、平成24年4月26日から施行する。

この要綱は、平成28年1月19日から施行する。